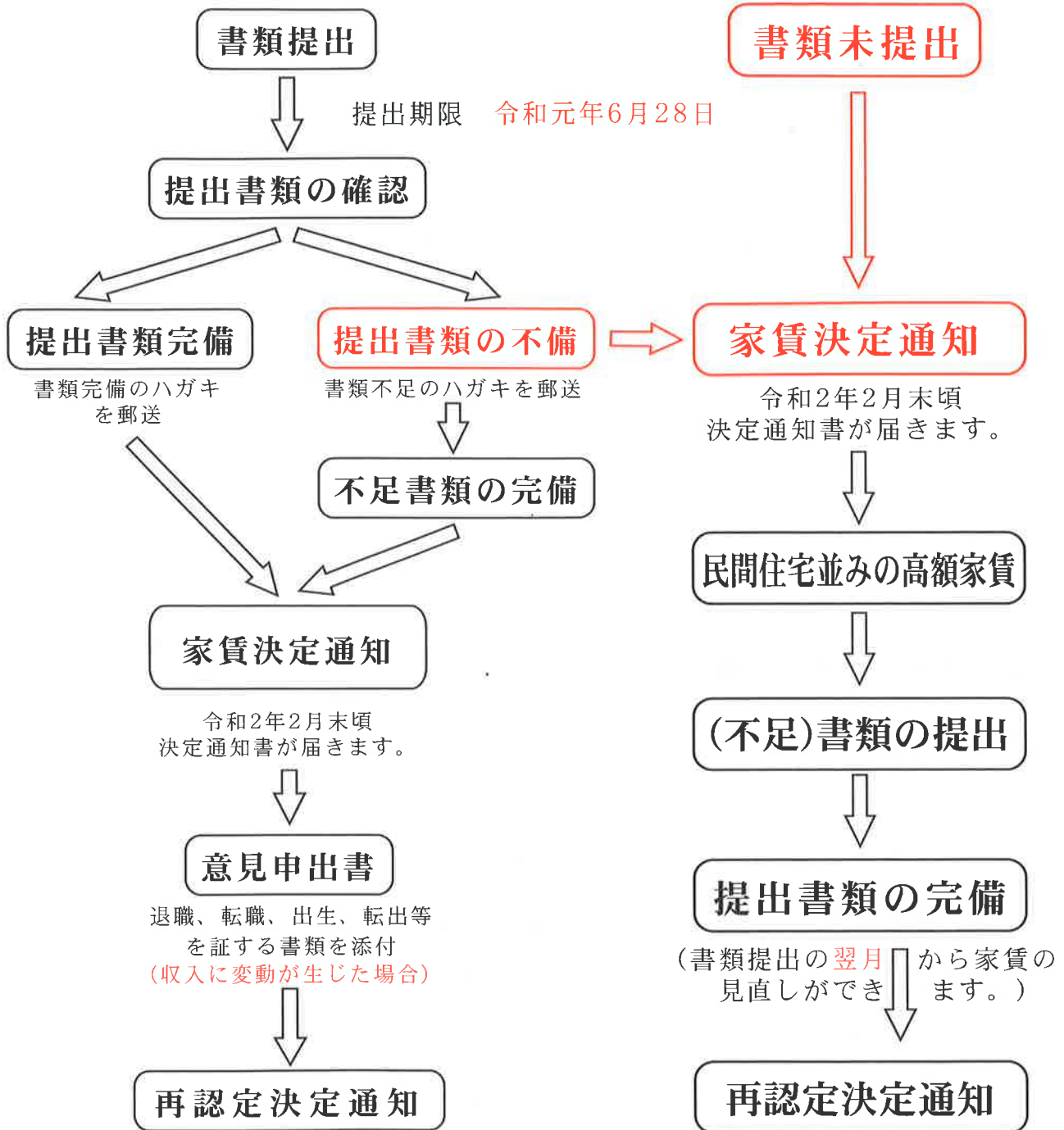


# 収入申告書提出～家賃決定までの順序

(入居者の世帯状況と所得を報告していただくことで  
令和2年4月から令和3年3月までの家賃が決定されます。)



## ※ 年度途中の収入再認定について

年度途中に入居家族の異動又は就職、転職、失業等により申告した収入に変動が生じたときは、収入再認定の申請が必要となりますので、該当する方は住宅管理課収入調査係までお問い合わせ下さい。一時的な退職により収入変動の場合、原則として収入再認定はできません。家賃等減免申請(収入基準有)の取り扱いとなります。

## ※ 家賃等減免申請について

収入の低い入居者を対象に、家賃決定後、入居者または同居者が病気、失業等の理由により収入が著しく減少した場合に家賃を減額または免除する制度があります(みなし寡婦(夫)も含む)。

## ※ 提出期限の厳守について

収入申告書の提出期限を厳守するようお願いします。

## 収入申告に必要な書類

書類を用意出来たら☑を入れて下さい。1～4の書類は全ての方必須となります。  
5～11の書類については、下線に注意して当てはまるものを全て提出して下さい。

<input type="checkbox"/>	1	収入申告書	全ての方が必要です。 7ページとじ込みの様式を取り外し記入して下さい。
<input type="checkbox"/>	2	所得証明書 (注1) または 源泉徴収票 (注2)	令和元年10月1日現在で16才以上の方全員が対象です。 所得証明書は市町村で発行します。[平成31年度(平成30年分)] 源泉徴収票は勤務先の証明印が必要です (平成30年分)
<input type="checkbox"/>	3	住民票謄本(全部記載) (注3)	全ての方が必要です。6/1～ 入居者全員のもので、本籍・続柄が全て記載されていること。
<input type="checkbox"/>	4	ハガキ	とじこみのハガキへ住所、氏名を記入し、62円切手を貼り、他の提出書類と一緒に同封して提出して下さい。 このハガキは書類の完備・不備をお知らせするものです。

ここから、当てはまる方に提出いただく書類です。

<input type="checkbox"/>	5	生活保護証明証	生活保護を受けている者は下記の書類を提出して下さい。 イ.社会福祉事務所発行の生活保護証明書 ロ.住民票謄本(特別) ハ.収入申告書(P.7記入) ニ.ハガキ
<input type="checkbox"/>	6	雇用保険証の写し または退職証明書(原本)	平成30年1月以降に退職された方が対象です。 雇用保険証は必ず両面コピーで提出して下さい。退職証明書は12ページとじ込みの様式または、法人所定の様式を提出して下さい。
<input type="checkbox"/>	7	収入証明書(注4)	平成30年1月以降に就職又は転職した方が対象です。 10ページとじ込みの様式に入社月から現在までの毎月の給料額を記入させて下さい。(勤務先の証明印が必要です)
<input type="checkbox"/>	8	扶養証明書	別居の扶養者がいる方が対象です。 必ず市町村長発行の扶養証明書を提出して下さい。
<input type="checkbox"/>	9	障害者手帳の写し または 福祉事務所の証明書	障害者の認定を受けている方が対象です。 障害者手帳の「氏名欄及び障害の程度(等級)の欄」の写しか福祉事務所発行の証明書を提出して下さい。
<input type="checkbox"/>	10	戸籍謄本(全部記載)	寡婦(夫)、世帯(婚姻によらない場合も含む)が対象です。 4ページで寡婦(夫)控除に当てはまるかご確認下さい。 必ず全部事項証明のものを提出して下さい。
<input type="checkbox"/>	11	同居者異動届 及び住民票除票	同居親族の死亡、同居親族が他の市町村へ転出した方が対象です。 同居者異動届は11ページとじ込みの様式を提出して下さい。
<input type="checkbox"/>	12	同居者異動届 及び住民票抄本	出生又は同居親族が同じ市町村に転出した方が対象です。 同居者異動届は11ページとじ込みの様式を提出して下さい。

※各種証明書類等は、個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの

- ※ (注1) ア 平成31年度(平成30年分)の所得証明書は、平成31年1月1日現在に所在していた市町村で交付を受けて下さい。  
イ 「平成31年度所得証明書」の交付開始日は、市町村によって異なります。(P.5で確認お願いします。)  
ウ 市町村民税の申告をしていない者は、証明書の交付が受けられない場合もありますので、市町村の税務担当窓口でご相談ください。  
エ 16歳以上の者で所得のない場合は、所得なしの証明書を提出して下さい。(学生でも必要)
- ※ (注2) ア 就職・退職にチェック、日付が記載された源泉徴収票は受付できません。  
イ 源泉徴収票の写しは、朱肉で押印された勤務先の証明印が必要です。証明印がないものは受付できません。
- ※ (注3) ア 世帯分離の住民票謄本は受付できません。必ず世帯を一つにして下さい。
- ※ (注4) ア 収入証明書及び退職証明書は、勤務先の証明印が必要です。  
イ 勤務先が個人企業の場合は、代表者の実印を押印のうえ、その実印の印鑑証明書を添付して下さい。  
ウ 就職年月日が未記入のものは受付できません。  
エ 収入証明書は3ヵ月以上の証明が必要です。

## 世帯に異動がある場合について

下記の1,2に該当する場合は、沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例等に基づいて、申請が必要ですので、収入申告の前にただちに下記の手続きを取られてください。

なお、収入申告にあたり、世帯に異動があるにもかかわらず手続きがない場合は、書類不備のため民間住宅並みの高額な家賃となりますので必ず提出していただきますようお願いいたします。

### 記

1. 名義人が死亡、離婚により転出している世帯

#### ○名義変更申請 第13号様式

##### 名義変更の要件

原則として、入居名義人が死亡した場合、入居名義人が離婚により転出した場合（内縁関係の解消を含む）に、**名義の変更ができます。**

○名義の変更が認められる場合 **入居名義人の死亡、離婚等による転出**

○名義継承が認められる者 **入居名義人の同居者である配偶者、高齢者  
障がい者等（注1）**

（注1）名義人との同居期間や収入等について、**制限**があります。

※要件に該当しない場合は、**入居継承ができないので退去することとなります。**

なお詳細については**住宅管理課入居係（電話098-917-2206）**へお問い合わせください。

2. 同居家族に入居、転居等の理由により異動がある世帯

○同居承認申請（新たな者を同居させようとするとき）第9号様式

○同居者異動届（同居者の異動があるとき）第12号様式